

居宅介護支援事業所の皆様へ
～ 下記の場合はケアプラン等（写）の提出をお願いします ～

1. 暫定利用

- ◎対象者 新規申請で暫定利用をする方。
更新申請や区分変更申請にて、要支援から要介護（要介護から要支援）に変更になる可能性があり、暫定的に介護サービスを利用する方。または更新の認定結果が更新有効期限内に確定しない場合。

- ◎提出物 ①居宅サービス計画書（第1表～第3表）で同意日の記入・署名押印があるもの
②サービス担当者会議の要点（第4表）

※認定結果が不透明な場合は、極力介護・予防の両方のプランを作成し提出してください。

2. 通院等乗降介助

- ◎対象者 新規またはケアプランの変更により、初めて通院等乗降介助が必要となった方
（プランの見直し等により引き続き継続利用する方は提出の必要はありません。）

- ◎提出物 ①居宅サービス計画書（第1表～第3表）で同意日の記入・署名押印があるもの
②サービス担当者会議の要点（第4表）

※算定にあたっては、総合的な援助の一環として下記の3点をケアプランに記載してください。

- ア. 通院等に必要であることと車両への乗降が必要な理由
イ. 心身の状況から乗降時の介助を要すると判断した旨
ウ. 解決すべき課題に応じた他の援助とバランスがとれていること

3. 軽度者に対する福祉用具貸与

- ◎対象者 軽度者（要支援1・要支援2・要介護1）で対象外種目を貸与する方

- ◎提出物 ①軽度者の福祉用具貸与にかかる確認申請書
②軽度者の福祉用具貸与の例外給付にかかる医学的所見について

※さぬき市ホームページの<ダウンロード様式>8. 給付に掲載している「軽度者に対する福祉用具貸与」を参照してください。

4. 同居家族等がいる場合の訪問介護サービス等の生活援助

同居する家族等がいる場合の生活援助については、その同居する家族等が対応することが基本となるため、原則保険給付対象として算定できません。

一人暮らしの場合、同居家族が障害や疾病等の理由により家事が困難な場合、その他の事情により家事が困難な場合に、生活援助を利用する際は以下のものを提出してください。

- ◎提出物 ①居宅サービス計画書（第1表～第3表）で同意日の記入・署名押印があるもの
②サービス担当者会議の要点（第4表）
③フェイスシート

※さぬき市ホームページの<ダウンロード様式>8. 給付に掲載している「同居家族等がいる場合の訪問介護サービス等の生活援助」を参照してください。

※ その他、保険者よりケアプランの提出を求められた際は提出をお願いします。